

令和6年度 学校経営の改革方針

鈴鹿市立千代崎中学校

I 基本理念

【めざす学校像】

- 明日も笑顔で来なくなる 安全・安心で居心地の良い学校

【めざす生徒像】

- 主体的に学び合い、高め合う生徒
- 一人ひとりの違いを認め合い、これからの中学生を生き抜いていける生徒

【めざす教職員像】

- 人間力、指導力、実践力があり、生徒・保護者・地域から信頼される教職員

II 現状と課題

1 本校は、玉垣地区と若松・愛宕地区の一部で構成されている。かつては農業を中心の地区であったが、近年、住宅団地が増加しており、旧来からの農業地域と新しい住宅地や団地が混在した地域である。

こうした状況にともない、両親とも勤めに出てる家庭が増加し、生活様式や意識も多様化しており、市内でも住民の平均年齢は最も若い地域である。

また、転入生徒は少ないが、外国籍生徒が多く在籍しており、国際理解教育や多文化共生教育の推進が求められている。

こうした社会的要請に応えるべく、「鈴鹿市教育振興基本計画」の理念を踏まえ、生徒、教職員、保護者、地域が心をひとつにして、めざす学校像である「明日も笑顔で来なくなる安全・安心で居心地の良い学校」の実現に向け、常に学校改革に努めていきたい。

2 学力向上について、校内研修は「主体的、対話的で深い学び」実現のため、受容的な学級集団つくりと「聞く力」「話す力」の向上を目指して、平成29年度から3年間、皇学館大学渡辺教授の指導を受けながらSSTの実践を積み重ねてきた。これを土台に、令和2年度から校内研修を教科中心にシフトし、教職員の一人1台端末が導入されたことも踏まえ、全教員がICT機器を活用した授業に取り組み、効果的な活用ができるよう実践を重ねた。令和3年度は、校内研修担当を「教科研査担当」と「学校教育研究担当」の2人体制とし、生徒の現状に即して、学校生活と授業改善の両面から学校教育目標の実現に向けて取り組んだ。令和4年度は授業改善と小グループによる課題別研究の2本柱で研修を進めた。令和5年度から鈴鹿市教育研究会研究委託校として、令和6年度の研究発表会に向けて研究を進めている。

また、可能な限り少人数学級編制を行うという方針を継続するとともに、令和2年度は第3学年数学科において、令和3年度は第1学年数学科において少人数授業(T.T)を実施し、個々の学力に応じたきめ細かな指導を行い、生徒の基礎学力の向上と学習意欲の向上に取り組んできた。また、令和2年度から受け入れている鈴鹿科学医療大学の学生を有効に活用し、支援が必要な生徒の学力向上を図っている。

さらに、補充学習として、定期テスト前の放課後には「集中ゼミ」の時間を設定し、希望者や基礎学力が充分に備わっていない生徒を中心に実施するとともに、夏・冬休みにも集中ゼミを行っている。

加えて、家庭学習の習慣化をめざして、連絡ノートに家庭学習の時間を記録させ、担任がチェックすることで毎日の家庭学習を促す取組を行ってきた。

また、認知能力の育成に加えて、非認知能力の育成についても取り組みを進めしていく。これまで本校で取り組みを進めてきた教育実践を整理し、「やりぬく力」「自制心」「自己肯定感」「社会性」の4つの「非認知能力」を育むことを意図した教育の推進を図っていきたい。

3 生徒指導については、生徒指導主事のリーダーシップのもと、全職員が共通理解を図り、率先あいさつ運動や下校指導、チャイム着席に取り組んでいる。朝の率先あいさつ運動と帰りの下校指導を毎日実施することで、生徒と職員のコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めるとともに、チャイム着席を徹底することで、落ち着いた学習規律を確保することに努めている。

また、気になる生徒への指導では、教師と生徒の信頼関係づくりを第一に据え、いじめの根絶、心の教育を推進するとともに、問題行動には毅然とした指導の徹底に努めてきた。その結果、問題行動は減少してきており、学校全体としては、落ち着いた学習環境で生徒は伸び伸びと学校生活を送っている。

さらに、不登校や別室登校生徒への関わりや保護者への対応として、関係機関との連携やスクールカウンセラーを活用しながら、生徒支援部会と学年部が連携して支援の充実に努めてきた結果、不登校生徒数(欠席日数30日以上)は平成29年度22人、平成30年度17人、令和元年度10人、令和2年度8人と減少していたが、コロナの影響もあるためか令和3年度は17人に増加した。令和3年度からは、不登校に限らず30日以上の長期欠席者を対象とし減少に努めたが、最終的には35人(コロナ不安による1人を除く)であった。令和4年度の長期欠席者数は32人(帰国による1人を除く)、令和5年度の長期欠席者数は41人と減少には至っていない。

4 特別支援教育について、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが安心して生活、学習することができるインクルーシブな教育環境を整える取組を進めてきた。そのために保護者と連携しながら、長期的な視点で一貫した的確な支援を行うことを目的として、支援が必要な生徒を対象に、特別支援コーディネーターが中心となって「支援会議」を開催してきた。

また、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに合った

支援に努めてきている。

- 5 本校に在籍する外国人生徒数は、R元年度35人、R2年度44人、R3年度32人、R4年度は27人、R5年度は21人、R6年度は16人であり、R2年度をピークに減少しているが、その中で日本語指導が必要な生徒を把握し、一人ひとりに寄り添った支援を考えている。具体的には、鈴鹿市日本語教育支援システムの基本理念に基づき、各学年が中心となってJSL バンドスケールとN4テストにより日本語能力を判定・把握するとともに、個々の学びのプロセスに応じて、教科の学習と結びつけながら効果的な日本語指導に取り組んできている。また、国際教室担当教員を中心に部会を開催し、資質向上を図っている。
- 6 学校環境の整備や、危機管理マニュアルの徹底などによる安全・安心な学校づくりの取組を行うとともに、H24年度以降、防災ノートの活用を継続し、自分の命は自分で守る意識を育成している。また、防災教育の推進や地域の危険箇所の確認や今後のまちづくり、自分たちが果たす役割等について考える取組を行っている。
- 7 社会見学や職場体験学習の事業や先輩に学ぶ機会などを効果的に設定し、様々な出会いや体験活動を通して生き方に学ぶ機会を積み重ね、キャリア教育の推進に努めてきた。令和4年度から職場体験学習を再開し、大きな成果があった。年度末には、本校を卒業した高校生や3月に卒業した3年生を講師として「ようこそ先輩」を行い、キャリア教育を実践している。
今後は、「キャリア・パスポート」の取組を通して、3年間を見通した系統的なカリキュラムの作成、実施や自主的な活動、アクティブ・ラーニングの授業を取り入れたキャリア教育の推進に努めていく必要がある。
- 8 地域と共にある学校の取組について、コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会を6回開催し、2回の授業参観を含む熟議を重ねてきた。令和5年度は学校運営協議会委員に制服検討委員会のメンバーに入っていたいただき、新たに導入する新制服の決定過程に参加していただいた。令和6年度以降に計画されている校舎改築や部活動の削減などについて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で考え、課題を共有し、具体的な行動計画づくりを進めていきたい。
- 9 学校の役割をしっかりとしていくためには、教職員自らが積極的に各種研修に参加するとともに、総勤務時間の縮減に取り組み、ゆとりをもって生徒と向き合うことができる職場環境を整え、信頼と活気のある職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
「学校力」は「地域・家庭の教育力」に支えられながら、「教員力」によって作り上げられるものであることから、教職員の指導力・実践力・人間力・組織力の向上に向けた取組を日常的に展開していきたい。

IV 中長期的重點目標

【學習指導】

- (1) 「基礎学力」の定着と「學習意欲」の向上をめざし、「確かな学力」と「生きる力」を身につけた生徒を育成する。ＩＣＴの効果的な活用も考えていく。
- (2) 教科で計画的に宿題を出したり、予習や復習を促したりすることで家庭學習の習慣化を進めるとともに、學習に向かって自発的に取り組む力や自制心を養う。
- (3) 自分の良い点や可能性、進歩の状況などを自ら評価したり、仲間の良い点や進歩の状況などを認めたりできる力を養うことで、自己肯定感を高める。
- (4) 授業公開や研究授業ができる学校環境を整え、生徒が「楽しい」「わかる」「もっと学びたい」と実感できるような授業づくりと教科指導力の向上に努める。
- (5) 特別支援教育の視点を持って、生徒一人ひとりのニーズに応じた學習指導を行い、学力の向上を図る。

【生徒指導】

- (1) 組織的な生徒指導体制を確立し、問題行動には毅然とした指導を行うと同時に、生徒一人ひとりに対しては、心の通った指導が行えるよう機能強化を図り、自制心を養う。
- (2) 生徒個々の悩みや不安に積極的に関わる教育相談体制を充実するとともに、カウンセリングマインドを駆使して、非行や問題行動の未然防止に努める。
- (3) 「千代崎中いじめ防止対策基本方針」に則り、いじめに対する教職員の意識向上に努め、いじめを見抜き、許さない学校・学級風土の確立に努める。
- (4) 不登校をはじめとする生徒支援体制を整え、個別の支援策の研修を深める。
- (5) 生徒が自ら交通ルールやマナーを守り、交通事故を未然に防げるよう指導を行う。

【人権教育】

- (1) 人権教育の推進に当たり、あらゆる教育活動が人権尊重の精神に立って行われているかを点検し、学校運営全体を企画・調整する体制を整備する。
- (2) 障がい者や外国人をとりまく様々な人権課題等についての正しい理解と、差別解消への実践力を高める人権学習を、校区人権教育カリキュラムに即して系統的に実践する。
- (3) 一人ひとりの違いを認め合い、共に学び合って生活を高めて行くことのできる生徒や集団を育成するための学級づくりに努め、社会性を養う。
- (4) 教職員の人権意識を高めるための研修を充実し、人権侵害を見過ごすことのないよう教職員自身が人権感覚を磨くことに努める。

【進路指導・キャリア教育】

- (1) 社会人・職業人として自立していくための望ましいキャリア形成を支援し、3

年間を見通した系統的なキャリア教育を推進する。

- (2) 「総合的な学習の時間」を中心に、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育むために、P D C Aサイクルで実施する学習を進めることで、常に自分自身を見つめる機会を設け、将来への夢や希望について考える時間を設定する。
- (3) 明確な目的意識を持って日々の学校生活に粘り強く取り組み、社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択、決定できる能力を身につけさせる進路指導の充実に努める。

【多文化共生教育】

- (1) 日本語教育支援システムを効果的に活用して、一人ひとりの特性や個々の日本語能力に応じた指導に努める。
- (2) 教科の学力につながる日本語指導や進路指導の支援体制を構築し、就学、就労に対応できる学力保障としての日本語教育を推進する。
- (3) すべての生徒が、多様な文化や習慣を学び合い、認め合う多文化共生の意識を向上させ、安心して学校生活が送れるよう教育環境の整備に努める。

【特別支援教育】

- (1) 個々の教育的ニーズに応じた支援を行う校内支援体制を充実させるとともに、インクルーシブな教育環境の整備に努める。
- (2) 特別支援コーディネーターを中心に長期的な視点で一貫した的確な支援を行う。
- (3) 特別支援学級に在籍する生徒だけでなく、通常の学級に在籍する支援が必要な生徒に対して、途切れのない支援の在り方について、全職員が研修を深め共通理解を図る。
- (4) 鈴鹿医療科学大学と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行う。

【安全・安心な学校づくり】

- (1) 災害時や非常時における防災・防犯体制を整備し、迅速かつ的確な対応を行うことができる安全で安心な学校づくりを推進する。
- (2) 落ち着いて生活や学習ができる環境を整えるため、定期的に校内の不要物を撤去・処分するとともに、学校施設・設備の点検・改修を定期的に行い、環境整備に努める。

【地域とともにある学校づくり】

- (1) 「鈴鹿型コミュニティ・スクール」の基本理念を踏まえ、学校運営協議会を核とした学校・保護者・地域が協働する地域ぐるみの教育を推進する。
- (2) 日々の教育活動に直結した学校評価の取組を全教職員で一致協力して進めるとともに、その結果を活用し、教育の質の向上に努めながら、積極的に地域・家庭への情報発信を行う。
- (3) 様々な課題への対応や子どものより良い成長のために、校区の幼小中連携を一層推進する。

【学校における働き方改革の推進】

- (1) 教職員の総勤務時間の縮減に努めるとともに、ゆとりと活気のある働きやすい職場づくりに努める。
- (2) 会議等の時間短縮、学校行事や部活動の精選、1人1台端末の効果的な活用などを推進し、教職員の負担感を軽減する。

V 本年度の行動計画

【学習指導】

- (1) 学習指導要領や観点別評価に対応した学習指導を行う。
- (2) すべての生徒の学力を保障する、わかる授業づくりを行う。
 - ① 各種アンケート、定期テスト、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの分析を通して課題等を把握し、授業改善に努める。
 - ② 教職員・生徒に配備された1人1台端末等のICT機器を効果的に活用し、わかる授業、学ぶ意欲を高める授業づくりに取り組む。1人1台端末の持ち帰りを定着させるとともに、効果的な活用について研修を深める。
 - ③ 鈴鹿市教育研究会研究委託校として公開授業を行うとともに、今回の研究指定を契機として、学習意欲と表現力を高め、つながりを深める授業改善にチャレンジに進める。
 - ④ 定期テスト前の「集中ゼミ」、長期休業中の「夏ゼミ」「冬ゼミ」の補充学習を実施し、基礎学力の向上と定着を図る。
 - ⑤ 特別支援教育の視点を持って、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習指導を行い、学力の向上を図る。
- (3) 教科指導で家庭学習の課題を計画的に提供したり、学級指導で家庭学習の習慣化を促す取組を行ったりすることを通して、家庭学習の定着をめざす。

【生徒指導】

- (1) 生徒指導を充実し、規範意識の向上や安全で落ち着いた学校をめざす。
 - ・毎日上下校の際、校門で率先あいさつ運動を実施し生徒との関係づくりを図る。
 - ・教師、生徒がチャイム着席を遵守することにより、授業規律の確保に努める。
 - ・毅然とした指導と生徒の心情を引き出す指導を効果的に行う。
 - ・皇學館大学と連携してきた実践を生かし、より安全で落ち着いた学校づくりをめざして、教職員の学級経営力の向上を図るとともに、生徒の仲間づくりや思いやりの心の育成を図り、生徒の自治力を向上させる。
 - ・近年、増加しているSNSに関わるトラブルを防止するため指導の場を作る。
 - ・率先あいさつ運動や見守り活動等を通して、生徒が自ら交通ルールやマナーを守るとともに、事故を未然に防げるよう指導を行う。
- (2) 不登校への対策の充実

- ・不登校問題について、関係機関と連携を図り、未然防止・初期対応・自立支援の充実を図る。必要に応じて、ケース会議を開催する。
 - ・職員一丸となって、組織的に不登校対策に取り組む。
 - ・教室に入れない生徒の居場所づくりをすすめる。
- (3) 鈴鹿医療科学大学から学生ボランティアを派遣してもらい、支援が必要な生徒に対して一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための補助的な役割を担ってもらう。

【人権教育】

- (1) 人権・命の教育を充実し、いじめのない安心して生活できる学校をめざす。
- (2) 一人ひとりの違いを認め合い、共に学び合って生活を高めていくことのできる生徒や集団を育成するための学級づくりに努める。
- (3) 特別な支援を必要とする生徒への支援に努め、すべての生徒が安心できる学校づくりに努める。
- (4) 教育相談を充実し、生徒の悩み・不安等を的確に把握し、いじめや不登校の防止に努める。
- (5) 令和6年度新入生から、L G B T Qにも配慮した新制服に変更したことを活かし、生徒や保護者の性の多様性について理解を深める。

【キャリア教育】

- (1) 社会人・職業人として自立していくための望ましいキャリア形成を支援するため、3年間を通して「キャリア・パスポート」の取組を実践し、系統的なキャリア教育の推進に努める。特に、「ようこそ先輩」や2年次の「職場体験学習」を中心に据える。
- (2) 「総合的な学習の時間」を中心に、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育むために、自ら課題を見つけ、それを解決するための調べ学習を行い、課題解決の考えをまとめて他者に発信し、その結果を踏まえて改善方法を考える学習を進めることで、常に自分自身を見つめる機会を設け、将来への夢や希望について考える時間を設定する。
- (3) 生徒会行事や土曜日の教育活動等を活用して、地域貢献活動に参加する。

【多文化共生教育】

- (1) 国際担当を置き、日本語教育支援システムを効果的に活用して、一人ひとりの特性や個々の日本語能力に応じた指導に努める。
- (2) 様々な教育活動の場面をとらえ、すべての生徒が多様な文化や習慣を学び合い、認め合う多文化共生の意識を向上させる。

【特別支援教育】

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心として、個別の教育支援計画や教育指導計画を作成し、校内や学年会で情報を共有して全校体制で支援を行う。

- (2) 必要に応じて、支援会議やケース会議等を開催し、関係者との話し合いにより、一人ひとりのニーズに合った支援を行う。

【安全・安心な学校づくり】

- (1) すべての教育活動を通して、報告・連絡・相談・確認を徹底するとともに、常に協働して問題解決にあたる教職員集団をつくる。
- (2) 防災学習や避難訓練を実施し、防災教育を推進する。
- (3) 令和6年度以降に計画されている本館改築工事が円滑に進められるよう、市の担当部局と連絡・調整を行うとともに、必要な時期に校舎改築検討委員会（仮称）を設立し、新校舎についてのプランニングを行う。

【地域とともにある学校づくり】

- (1) 鈴鹿型コミュニティ・スクールを積極的に推進し、保護者・地域・関係機関との連携を密にし、相互の信頼関係を深める。
- (2) 「学校運営協議会」での熟議を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となった学校経営と学校評価を推進する。
- (3) 校区校園長会を年5回実施し、情報共有や教育の方向性の確認を行う。
- (4) 海岸清掃や各種演奏会、公民館文化祭など地域の行事に積極的に参加する。

【学校における働き方改革の推進】

- (1) 総勤務時間の縮減に努め、ゆとりと活気のある職場風土をつくるとともに、高い実践力をもつ教職員集団をつくる。

- ① 上限時間に基づく目標の設定
 - ・1人当たりの月平均時間外労働時間：30時間以下（緊急対応分を除く）
 - ・年360時間を超える時間外労働者数：0人（緊急対応分を除く）
 - ・月45時間を超える時間外労働者の延べ人数：0人（緊急対応分を除く）
- ② 休暇取得目標の設定
 - ・1人当たりの年間休暇取得日数：22日以上
- ③ 県教委及び市教委と学校が一体となった取組（統一3項目）
 - ・定時退校日（月2日）に定時退校した教職員の割合：90%以上
 - ・放課後会議の60分以内終了：70%以上
 - ・部活動休養日を週2日以上設定。実施した割合：100%
 - ・勤務時間外における電話対応時間の限定（対応は平日7:30～19:00）
- ④ 職場のハード面（備品等）の充実とソフト面（ICT機器の活用）の充実

- (2) 今後の生徒数減少に備え、顧問を兼務することなく、すべての部活動が複数顧問になるよう、部活動数の精選について検討する。